

■選挙運動はできるの？

～18歳以上（有権者）の人は、一定のルールのもとに選挙運動ができます！～



選挙運動とは、特定の選挙において、特定の候補者を当選させるために、有権者に働きかける行為・活動をいいます。選挙運動を行えるのは候補者、政党等および有権者ですが、それぞれに一定のルールがあります。

18歳未満の人が選挙運動をすることは法律で禁止されています

改正公職選挙法が施行される平成28年6月19日までは、18歳・19歳の方の選挙運動は禁止されています。施行日以後は18歳の方が有権者となり、有権者となるのは生まれてから18回目の誕生日の前日からとなります。

選挙運動ができる期間

選挙運動は、選挙の公示（告示）の日から投票日の前日までの間に行うことができます。



昨年12月、仁賀保高校で行われた模擬選挙の様子

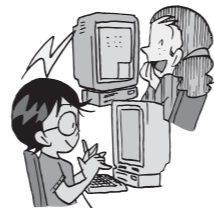


■インターネット等を利用した選挙運動

有権者は、ホームページ、ブログ、SNS、動画共有サービス、動画中継サイトなどの「ウェブサイト等」を利用して、特定の候補者のための選挙運動を行うことができます。

しかし、電子メール（SMTP方式およびSMS方式）を利用する方法による選挙運動を行うことはできません。

※フェイスブックやLINEなどのユーザー間でやり取りするメッセージ機能は、「電子メール」ではなく「ウェブサイト等」に含まれます。



一般有権者がインターネット選挙運動でできること

ウェブサイト等を用いた選挙運動	ホームページ、ブログ等	○
	フェイスブック、ツイッター等のSNSでコメントする	○
	フェイスブック、ツイッター、LINE等のメッセージ機能を用いて特定のユーザー間でやり取りする	○
	自ら制作した応援動画をネット配信する	○
電子メールを利用した選挙運動	選挙運動用電子メールの送信	×
	候補者や政党等から送信されてきた選挙運動用電子メールの転送	×
紙媒体を利用した選挙運動	ウェブサイト等を利用した選挙運動の内容を印刷して配付	×
	候補者や政党等から送信されてきた選挙運動用電子メールを印刷して配付	×

問合せ先 にかほ市選挙管理委員会事務局 ☎43-7506

選挙権年齢が18歳以上に

2 Part

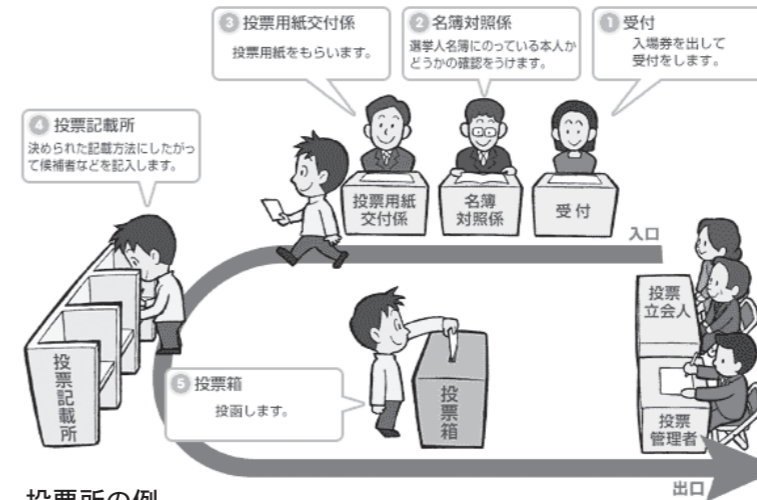
平成27年6月19日に選挙権を18歳以上とする改正公職選挙法が公布されました。この法律は、平成28年6月19日に施行され、施行後に公示される国政選挙から、18歳以上の国民に選挙権が与えられることとなります。



自らの意見を一票に！

■投票ってどうするの？

～以外と簡単、投票所に行ってみよう！～



投票所の例

～投票までの流れ～

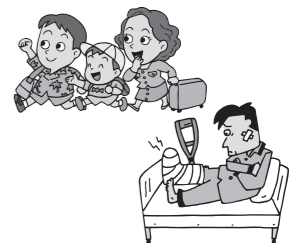
- 投票所入場券が届きます。
※入場券には、選挙期日、投票時間、選挙期日の投票所などが記載されています。
- 入場券を持参して投票所に行きます。
- 受付をして名簿と照合し、投票用紙を受け取ります。
※入場券を忘れたり、紛失したりした場合でも氏名、生年月日、住所などから選挙人名簿に載っていることが確認できれば投票できます。
- 投票記載所で候補者の氏名（または政党名）を記入します。
- 投票箱に投函して終了です。



■選挙当日に用事が・・・！どうしよう？

～期日前投票・不在者投票を活用しましょう！～

「選挙当日、仕事や旅行の予定があり、投票所に行くことができない」、「入院中のため投票に行けない」などの理由で、投票日に指定された投票所に行くことができない場合は、以下の制度を活用することにより投票をすることができます。



期日前投票

投票日当日、仕事やレジャーなどで指定された投票所で投票できない人が、投票日前に投票できる制度です。

にかほ市の期日前投票所は右記のとおりです。

施設名	開設期間	時間
にかほ市役所 象潟庁舎 にかほ市役所 金浦庁舎	公示（告示）の翌日 ～ 投票日の前日	午前8時30分 ～ 午後8時
にかほ市総合福祉交流センター「スマイル」		

※期日前投票は、上記のどこでも投票できます。

不在者投票

投票期間中に長期の出張や旅行などで、にかほ市以外に滞在している方でも、滞在地から投票用紙を請求することで「不在者投票」をすることができます。選挙管理委員会では、その請求に基づき、滞在地に投票用紙を送付します。請求された方が、滞在地の市・区役所、町村役場の選挙管理委員会に行って投票を済ませると、にかほ市選挙管理委員会に郵送されます。

また、不在者投票のできる指定病院や施設に入院・入所中の方は、施設に申し出をすることで不在者投票の手続きができます。

郵便投票

身体障害者手帳か戦傷病者手帳をお持ちで、所定の要件を満たす方、介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方は、自宅等で郵便による不在者投票ができます。

投票の際は「郵便投票証明書」が必要になりますので、該当される方はあらかじめ申請してください。